

(仮称)「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」の愛称について

【経過】

- ☞ これまでの説明会や意見交換会等において、新たな条例を県民の皆さんに周知する際に、前向きな表現で親しみがもてる愛称を付す旨を説明してきたところ。
- ☞ 今般の県民政策コメントにおいても、県民や農業者の方々に受け入れられやすい名称について検討いただきたいとの意見も提出されたところ。

【愛称の決定方法】

- ☞ 新たな条例の周知を兼ねて、下記の愛称の候補の中から、しがネット受付により県民の皆さんに投票を行っていただく。
- ☞ 投票結果を踏まえ、農政水産部において条例の愛称を決定する。

<愛称の候補>

- ①しがの元気農業条例
- ②しがの農業みらい条例
- ③しがの次世代農業条例
- ④しがの農業三方よし条例
- ⑤しがのがんばる農業条例

【スケジュール】

- ☞ 11月11日 環境・農水常任委員会でのパブコメ結果の報告
パブコメ結果を公表
愛称候補への投票の受付を開始
- ☞ 12月4日 投票受付終了
- ☞ 12月中旬 愛称の決定
- ☞ 12月下旬 11月定例会議の議決後に公表